参考資料２

毒物及び劇物取締法における運搬に関する基準体系図

毒物及び劇物取締法第 16 条
運搬等についての技術上の基準等

法律

政令

毒物及び劇物取締法施行令

〇容器の基準（第 40 条の 2）
…使用可能な容器の基準
・四アルキル鉛を含有する製剤
・無機シアン化合物たる毒物
（液体状、1000L 以上の容器）
・弗化水素又はこれを含有する製剤
（1000L 以上の容器）

〇容器又は被包の使用基準（第 40 条の 3）
…充填率、容器の密閉、容器への表示
・四アルキル鉛を含有する製剤
・その他の毒劇物

〇積載の様態の基準（第 40 条の 4）
…容器の積載方法
・四アルキル鉛を含有する製剤
・弗化水素又は弗化水素 70%以上を含有する製剤
・その他の毒劇物

〇運搬方法の基準（第 40 条の 5）
…同乗者、標識、保護具等
・四アルキル鉛を含有する製剤
・無機シアン化合物たる毒物、弗化水素、その他主に液体状の劇物

省令

毒物及び劇物取締法施行規則

〇容器の基準の特例（13 条の 2）
…国連容器使用時の基準の適用除外
・無機シアン化合物たる毒物
・弗化水素又はこれを含有する製剤

省令

毒物及び劇物取締法施行規則

〇運搬方法の細則（13 条の 3～5）
…同乗者を乗車させる基準、
標識の規格、保護具の種類
・四アルキル鉛を含有する製剤
・無機シアン化合物たる毒物、

通知

局長通知

〇毒物及び劇物の運搬容器に関する基準について
…施行令第 40 条の 2 で規定されているもの以外の毒劇物の運搬に関する基準
その 1：液体状のものを車両を用いて運搬する固定容器の基準
その２：液体状のものを車両を用いて運搬する積載式容器（ﾀﾝｸｺﾝﾃﾅ）の基準
その３：内容積 450L 以下の小型運搬容器の基準
その４：中型運搬容器の基準